

新たな小児慢性疾病医療費助成制度における 指定医療機関の申請手続きについて

指定医療機関について

- 平成26年5月に児童福祉法が改正され、平成27年1月1日から新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施されます。
- 新たな制度では、医療費の助成を受けるには、都道府県等の指定を受けた医療機関等(指定医療機関)で医療を受けることが必要になります。
- 指定医療機関の指定を受けるためには、申請手続きが必要です。
※現在、県と委託契約を締結している医療機関においても、改めて指定を受ける必要があります。
- 指定の対象となるのは、病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業所です。
※現在、薬局は委託契約を締結していませんが、新制度では薬局も指定を受ける必要があります。
- 裏面に詳細を記載しておりますので、ご確認のうえ、申請を行ってください。

申請方法

【提出書類】

「指定小児慢性特定疾病医療機関指定申請書」((表)(裏)あり)

【提出先】

※医療機関の所在地が鹿児島市の場合は、鹿児島市が提出先になります。詳細はP2をご覧ください。

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県子育て支援課母子保健係

留意事項

- 指定後、鹿児島県から申請者あてに指定通知を送付します。
- 指定を行った医療機関等の名称、所在地等は県ホームページへの掲載等により公示します。
- 指定の有効期間は6年間です。

【問い合わせ先】

鹿児島県子育て支援課母子保健係

電話 099-286-2775

指定医療機関の要件・責務

【要件】(児童福祉法第19条の9)

- 以下の医療機関等であること。
 - ・保険医療機関
 - ・保険薬局
 - ・健康保険法に規程する指定訪問看護事業者
- 児童福祉法第19条の9第2項で定める欠格事項（申請書裏面参照）に該当していないこと。

【責務等】(児童福祉法第19条の9)

- 厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病に係る医療を行わなければならない。
- 診療方針は、健康保険の診療方針の例による。
- 小児慢性特定疾病に係る医療の実施に関し、都道府県知事等の指導を受けなければならない。

Q&A

Q 医療機関の所在地は日置市だが、患者さんの居住地が日置市の方と鹿児島市の方がいるため、現在、鹿児島県と鹿児島市のそれぞれと委託契約を締結している。

今回の指定申請も両方に行う必要があるか。

※ 小児慢性特定疾病医療費助成制度では、県、中核市はそれぞれ独立した実施主体となっており、現行制度では、患者さんの居住する住所地を管轄する各都道府県、政令市、中核市毎に委託契約を締結しています。

A 県、中核市がそれぞれ独立した実施主体であることに変わりはありませんが、指定の申請は、医療機関等の所在地を管轄する自治体のみに行うことになります。

医療機関等の所在地が鹿児島市の場合	...	鹿児島市に申請
医療機関等の所在地が鹿児島市以外の場合	...	鹿児島県に申請

